

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
浜松市中央区元城町 103 - 2
浜松市役所
(財務部調達課)
電話 053 - 457 - 2173

○入札公告 (1件)

浜松市調達公告第24号

浜松市西部清掃工場更新事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

公 告

浜松市調達公告第24号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和6年4月9日

浜松市長 中野 祐介

1 担当部課

〒432-8023 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目1番10号
浜松市環境部廃棄物処理施設課
電話 053-453-6196 FAX 050-3385-8314
電子メール : shori@city.hamamatsu.shizuoka.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 物品等又は役務の名称及び数量

浜松市西部清掃工場更新事業

(2) 事業の場所

静岡県浜松市中央区篠原町26098番地の1

(3) 事業概要

①設計・建設業務

ア 設計業務 (補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む)

イ 建設業務 (水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線に係る工事を含む)

ウ その他関連業務 (事業者が行うべき近隣対応、本市が行う手続き等の支援)

②管理運營業務

ア 受付業務

- イ 運転管理業務
- ウ 維持管理業務（水泳場責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線の維持管理を含む）
- エ 環境管理業務
- オ 物品・用役調達業務（用役のうち、電力の調達を除く）
- カ 運搬業務
- キ 資源化業務
- ク 余熱利用業務
- ケ 啓発業務
- コ 情報管理業務
- サ 関連業務

(4) 事業期間

事業契約の締結日から令和 31 年（2049 年）3 月 31 日までとする。

(5) 契約上限金額

68,489,400,000 円（消費税及び地方消費税は含まない。）

3 競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。なお、構成企業は参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ウ プラント設備の設計・建設企業は構成員とならなければならない。また、管理運営業務において、SPC から直接、運転管理業務及び維持管理業務のうち、主たる業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- エ 入札参加者は、プラント設備の設計・建設企業（プラント設備の設計企業と建設企業が異なる場合は、プラント設備の建設企業）を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、SPC の最大の出資者とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。ただし、運搬企業及び資源化企業については、この限りでない。
- キ 入札参加者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業

になることはできない。ただし、運搬企業及び資源化企業については、この限りでない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業には、本施設の設計・建設、管理運営の各業務を行う者として、次のアからカの各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

ア 建築物の設計企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者は①及び②を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

③地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成25年4月以降に竣工した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る設計の実績を有すること。なお、プラントメーカーからの一次下請けとしての実績も可とする。

また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

イ 建築物の建設企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者は①及び②を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設工事 業種：建築一式工事）に登載された者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を取得していること。

③参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

④地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成25年4月以降に竣工した施設に限る。）で全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績を有すること。なお、プラントメーカーからの一次下請けとしての実績も可とする。

また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

⑤建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

ウ プラント設備の設計・建設企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は②、④、⑤、⑥及び⑦を満たし、他の者のうち、プラント設備の設計企業は①及び③を、プラント設備の建設企業は②及び④を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設工事関連業務委託 業種：建築関係コンサルタント）に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（建設工事 業種：清掃施設工事）に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

③建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

④建設業法第3条第1項の規定による特定建設業（清掃施設工事業）の許可を受けていること。

⑤参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事の総合評定値が1,000点以上であること。

⑥平成25年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、1年以上稼働している施設とする。）のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として2件以上（震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く）有すること。

また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

⑦建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。（配置する監理技術者は参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）

エ 運営企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、本施設の運転管理業務を行う者は①及び②を、他の者は①を満たすこと。本施設の運転管理業務又は維持管理業務を行う者は③を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（業務委託 業種：施設運転操作管理業務委託）に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②地方公共団体の一般廃棄物処理施設（震災等の仮設焼却施設は除く）で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）における1年間以上の運転管理実績を元請として有すること。

③ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）の現場総括責任者としての経験を有

する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。

オ 運搬企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合も、全ての者が次の全ての要件を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（業務委託 業種：廃棄物関係業務委託（収集・運搬））に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②運搬業務を実施するために必要十分な施設（副生成物を運搬するための車両等）を所有していること。

③運搬業務を実施するために必要な許認可（一般貨物自動車運送業許可）を取得していること。

④一般廃棄物収集運搬業許可を取得していること、又は、地方公共団体の発注する業務として、副生成物の運搬に係る業務の実績を有すること。

カ 資源化企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合も、全ての者が次の全ての要件を満たすこと。

①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（業務委託 業種：廃棄物関係業務委託（処理業務））に登載されている者であること。

また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。

②副生成物の資源化施設（セメント原料化施設等）について、1年間以上の運転実績を有すること。

③副生成物の資源化施設において本業務を実施するために必要な許認可（一般廃棄物処理施設設置許可）を取得していること。

④一般廃棄物処分業許可を有していること、又は、地方公共団体の発注する業務として、副生成物の資源化に係る業務の実績を有すること。

(3) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ PFI法第9条の規定に該当する者。

ウ 本市の令和5・6年度入札参加有資格者名簿に登載されていない者。なお、本市財務部調達課に定められた様式により、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者については、この限りでない。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当する者。
- シ 国税又は地方税を滞納している者。
- ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。
- セ 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者。
 なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
 本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。
 - ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・日比谷パーク法律事務所
- ソ 本事業の評価を行う「「西部清掃工場更新」における浜松市 P F I 等審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者。
- タ 建築物の設計企業、建築物の建設企業、プラント設備の設計・建設企業のうち、以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(4) 参加資格要件の確認

- ア 入札参加者の備えるべき参加資格要件の確認基準日（以下、「参加資格確認基準日」という。）は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日とする。
- イ 参加資格確認基準日から入札提案書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合
 入札参加者の構成企業のうち、1 ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該参加資格を取り消すものとする。
 ただし、参加資格を喪失しなかった企業（以下、「残存企業」という。）のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、

引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。)

なお、当該残存企業のみで本入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 入札提案書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記イと同様とする。(「入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。)

エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成員又は協力企業を含む入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、入札参加者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで入札参加者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の入札参加者と仮契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、本市は当該入札参加者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

4 入札説明書等の配付

(1) 配付期間

令和6年4月9日(火)から令和6年5月8日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

(2) 配付場所

〒432-8023 静岡県浜松市中央区鴨江三丁目1番10号
浜松市環境部廃棄物処理施設課
電話 053-453-6196

(3) 配付方法等

入札説明書等は本市のホームページからダウンロードすること。

5 参加表明書及び入札参加資格審査に関する申請書類の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年5月30日(木)から令和6年6月7日(金)
(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類

入札参加表明書及び入札参加資格審査に関する書類

(3) 提出場所

4(2)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を本市にて判定する。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、入札参加資格審査の申請を行った入札参加者の代表企業に対して、令和6年6月21日（金）までに書面により通知する。

7 入札手続等

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、技術提案内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書において示す入札提案書類を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（総価）に当該金額の100分の10に相当する額に加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札提案書類等の提出

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類等を作成し、市へ提出すること。

ア 提出方法

持参

イ 提出期限

令和6年9月11日（水）午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

4（2）に同じ

(3) 開札日時及び開札場所

日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に通知する。

(4) 落札者の決定

入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者に対してヒアリングを実施した後、入札説明書で定める総合評価落札方式をもって落札者を決定する。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・ 入札事項若しくは価格を表示しないもの又は不明確なもの
- ・ 入札者の記名押印のないもの
- ・ 委任状のない代理人が入札したもの
- ・ 複数の入札者の代理人となって入札したもの
- ・ 同一事項について同一人入札参加者による複数の入札をしたもの

- ・入札に際して不正の行為があったと認められるもの
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をしたもの
- ・所定の日時まで所定の場所に入札提案書類が到着しなかったもの
- ・特に指定した条件に違反したもの
- ・その他入札参加者の資格を具備しないもの

- (6) 入札保証金
免除とする。

8 その他

(1) 契約保証金

ア 設計建設工事請負契約については、施設整備費の 100 分の 10 以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、設計建設工事請負契約による。

イ 管理運営委託契約については、委託料総額の 20 で除した額の 100 分の 10 以上とし、事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託契約による。

- (2) 契約書作成の要否
要

(3) 契約の締結

本事業の契約は、仮契約締結後、浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立する。

(4) 言語及び通貨

この契約手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。

(5) その他

この調達は、WTO 政府調達契約の適用を受けるものである。詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Name and Quantity of Services or Goods

Hamamatsu city Western Incineration Plant Renewal Project

(2) Deadline for the submission of bidder qualification confirmation application form and relevant documents:

5:00p. m. , 7 June, 2024

(3) Deadline for the submission of bidding documents and proposal documents:

5:00p. m. , 11 September, 2024

(4) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

Waste Disposal Facility Division, Enviromental Department, Hamamatsu City

Kamoe3-1-10, Chuo-ku, Hamamatsu-shi 432-8023
Telephone: 053-453-6196